

定款変更公告

当協会は、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第56号）」により、信用保証協会法の一部改正を受け、定款第6条第2項の業務に「中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援」と「創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するファンドへの出資」を追加するとともに、第6条の2として「協会と銀行その他の金融機関との連携」を新設し改めましたので、お知らせいたします。

平成30年3月30日
山形市城南町一丁目一番一号
山形県信用保証協会
理事長 加藤 祐悦